

2025年12月4日

加入者 各位（写：事業所ご担当各位）

（WEB掲載）

川崎汽船健康保険組合

### （お知らせ）**健康保険高齢受給者証について**

当健保組合では、70才以上75才未満の方を対象とした自己負担率（収入〔標準報酬月額〕によって2割又は3割）を記した「**健康保険高齢受給者証**」をマイナ保険証の所持にかかわりなく従来通り対象者全員に交付します。  
(尚、負担割合が変更となった際には、都度再交付します。)

（ご参考）

#### 【高齢受給者証の交付要件 / 交付時期】

- ① 被保険者及び被扶養者が満70才になったとき：満70才誕生日の月末（誕生日が1日の場合は前月末）
  - ② 満70才以上の方が被保険者となったとき：資格取得の都度
  - ③ 満70才以上の方を被扶養者と認定したとき：認定の都度
- ※ 事業所経由にて交付（任意継続加入者は登録住所宛郵送）

#### 【高齢受給者証の発効年月日】

- ① 満70才の誕生日の翌月の1日（誕生日が1日の場合は誕生日当日）
  - ② 満70才以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
  - ③ 満70才以上の方を被扶養者と認定したときは、認定日
- ※ 上記発効日より、医療機関窓口にて高齢受給者証またはマイナ保険証の提示が必要

#### 【負担割合】

70才以上の 被保険者	標準報酬月額	
	28万円未満	28万円以上
被扶養者	2割負担	3割負担

70才以上の 被扶養者	被保険者年齢	
	70才未満	70才以上
被扶養者	被保険者標準報酬月額	
	28万円未満	28万円以上

  

70才以上の 被扶養者	2割負担	被保険者年齢	
		70才未満	70才以上
被扶養者	2割負担	被保険者標準報酬月額	
		28万円未満	28万円以上

註) 2割負担に該当する方で生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、特例措置により1割負担

以 上